

マスメディア集中排除原則

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード1

【要約】

- 最近の報道では、新聞社が、第三者名義で保有する株式等を加えると、あるテレビ局等の株式の保有割合が、「マスメディア集中排除原則」のもと定められた割合を超えたとして、騒ぎになっている。
- そこで、ここでは話題のキーワードとして、「マスメディア集中排除原則」を、ごくごく簡単であるが解説する。

「マスメディア集中排除原則」とは、

1の者（1社等）により所有又は支配できる放送局等（テレビ局等）の数を制限するもの。

<趣旨>

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための規制。

<根拠法>

- 電波法第7条
- 放送局の開設の根本的基準（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号）第9条

<規制の具体例>

【地上放送の場合（原則）】～「出資比率規制」と「役員規制」が存在する。

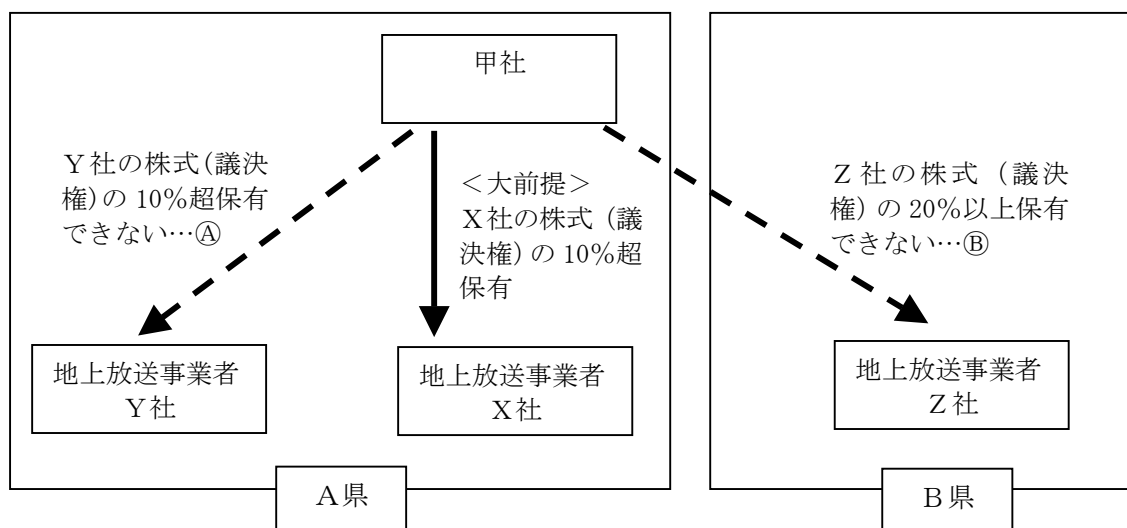
1. 出資比率規制（図表参照）

例えば、ある放送対象地域の放送局の株式（議決権）を10%超保有している場合、

- ①（同一地域の場合） その放送対象地域の他の放送局の株式は10%以下しか保有できない …①
- ②（他の地域の場合） その放送対象地域外の他の放送局の株式は20%未満しか保有できない …②

（注）放送対象地域は、原則、県単位（“地域”）。ただし東名阪の地域は、複数県（“広域”）とされている。

図表 出資比率規制



2. 役員規制

- 例えば、図表のような場合、X社の株式（議決権）の10%超を保有する甲社の役員が、Y社の役員20%以上（ex. Y社の役員10名のうち3名）を兼職することは禁止される。
また、甲社の役員が、Z社の役員20%以上（例えば、Z社の役員10名のうち3名）を兼職することも禁止される。
- 例えば、図表のような場合、X社の株式（議決権）の10%超を保有する甲社の代表取締役・常勤取締役が、Y社の代表取締役・常勤取締役を兼職することは禁止される。
また、甲社の代表取締役・常勤取締役が、Z社の代表取締役・常勤取締役を兼職することも禁止される。

< 参照資料 >

【総務省の公表資料】

- 平成16年11月17日
「第三者名義による放送事業者への出資問題への対応」の別紙
⇒ http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041117_2.html
- 平成16年3月17日
「放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部改正等—電波監理審議会の答申及び意見募集の結果—」
⇒ http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040317_6.html
- 平成15年5月16日
「マスメディア集中排除原則（地上放送関係）の見直しに関する基本的考え方についての意見募集」
⇒ http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030516_5.html
- 平成15年2月27日
「『放送政策研究会』最終報告」
⇒ http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030227_7.html